

2021年2月3日
日鉄防食株式会社

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の期限延長を受けた当社対応について

政府は、2月2日に緊急事態宣言発令中の11都府県のうち10都府県の期限延長を決定したことを踏まえ、当社は、10都府県の事業拠点に勤務する社員について、原則、現状措置の在宅勤務の期限を延長することと致します。

政府方針、都府県の要請を踏まえ、今後の動向により、期限を待たずに解除する等、適宜対応の見直しをすることと致します。

1. 期 間 2021年1月8日（金）～ 2021年2月7日（日） 3月7日（日）

2. 対 象

次の事業拠点に勤務する社員

- (1) 東京都江東区 本社勤務者
- (2) 千葉県君津市 君津地区勤務者
 - ・ 防食技術開発部 ・ 被覆事業部 被覆技術営業部、君津工場
 - ・ エンジニアリング事業部 防食診断・解析業務グループ
 - ・ 同 技術部 ENG 技術開発グループ ・ 同 東日本エンジニアリング部 君津工事事務所
- (3) 千葉県千葉市 粉体コート・建資事業部 道路資材グループ（千葉）
- (4) 大阪府大阪市（1月14日～）
 - エンジニアリング事業部 西日本エンジニアリング部 西日本営業所
- (5) 愛知県東海市（1月14日～）
 - エンジニアリング事業部 西日本エンジニアリング部 名古屋工事事務所

なお、社員の出勤については事業活動継続に必要な最小限に限定し、出勤する社員については、マスク着用、手洗い・うがいの励行、混雑時間帯の出退勤を避けるなど、感染予防対策を徹底します。

お客様を始めとする関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上